原子力政策大綱に示している原子力の平和利用の担保に関する 基本的考え方の妥当性の評価について(案)

1. 原子力平和利用の原則の維持及び国際的な枠組みへの積極的な参加 (国内保障措置及びIAEA保障措置の厳格な適用確保等)

1.1 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方等

- ① 我が国は非核三原則を堅持し、(原子力基本法に則って)原子力の研究、開発及び利用を厳に平和の目的に限って推進することとしている。
- ② 我が国は、核兵器不拡散条約 (NPT) に加入し、国際原子力機関 (IAEA) と包括的保障措置協定及び追加議定書を締結するとともに対応する国内保障措置制度を整備・充実してきている。
- ③ 我が国は、今後も、非核三原則を堅持しつつ、原子力の研究、開発及び利用を厳に平和の目的に限って推進し、国際的な核不拡散制度に積極的に参加し、IAEA保障措置及び国内保障措置の厳格な適用を確保していくべきである。

評価の視点

平和利用の担保に係る国際的な枠組みに積極的に参加することにより、IAEA保障措置及び 国内保障措置の厳格な適用が確保されているか。

1.2 関係行政機関等の主な取組状況

- (1) 文部科学省等
- ① NPT及びNPTに基づくIAEA保障措置協定、追加議定書、その他二国間協力協定等の締結やその厳格な遵守などを通じて、国際的な枠組みに積極的に参加している。
- ② 国内規制を厳格に適用するとともに、IAEA保障措置を厳格に受入れている。我が国では、2005年には、原子炉等規制法に基づき約5,000件の計量管理報告が行われ、IAEAによる 査察対象となっている国内245事業所のうち119事業所において、約2,400人・日の国内査 察実績があった。なお、統合保障措置の適用によって、原子炉等規制法上の規制区分における原子炉については、2005年は前年に比べ年間の査察実績人・日が約26%減少した。
- ③ 我が国における保障措置については、まず我が国が、国内にある核物質について、①計量により管理する、②カメラ、封印等により封じ込め/監視を行う、③現場に立ち入って査察を行う、ことを柱としたシステムにより、平和利用に限られていることを厳格に確認するとともに、IAEAが査察等によりそれを国際的に確認している。実際の運用としては、IAEAの査察が入る際に、国の職員が同行し、検認等の活動を行っている。国の職員は事業者とIAEAとのやりとりを確認し、IAEAが協定に基づいて適切に査察活動を行っているかを随時確認し、過度な要求等は必要性を問うなど、仲介をしながら、必要な情報を収集せしめるコーディネーター的な役割

を果たしている。

- ④ 我が国における計量管理報告や査察の活動など、原子炉等規制法に基づき得られた情報については、原子力委員会への報告などを通じて公表し、国内で核物質が適切に管理されていることを明らかにしている。
- 5 より効果的・効率的な保障措置体制に向けた検討及び国際機関との連携を行っている。
- ⑥ かつて、(独)日本原子力研究開発機構(JAEA)東海再処理工場において相当量の受払間差異(SRD)があった際には、我が国として計算値の正しさを検証の上、見直しの状況や、実際に起きた事象をこまめにIAEAに報告し、IAEAから本件に係る核物質の軍事転用が無かったという明確なコメントを遅滞なく公表された結果、国際社会の不安を払拭できたという経緯がある。基本的には、保障措置の中で計量管理以外に講じている措置からも、軍事転用が無いことは確認できるものの、今後も、核物質の計量に対して何らかの差異が生じる懸念は完全には払拭できないため、平素から平和利用の担保について世間に対する説明を心掛け、さらに、IAEAに対しても前広に懸念について報告し、共に検証するような体制で取り組んでいきたい。

(2)日本原燃㈱

- ① 2004年に発効した施設附属書に基づき、六ヶ所再処理工場へのIAEA保障措置の適用が始まっている。
- ② 保障措置分析所を施設内に設置し、査察側による分析業務が行われている。
- ③ 再処理技術保有国、IAEA及びユーラトムによる"LASCAR (Large Scale Reprocessing Plant Safeguards)"会合の報告書に則り、近実時間計量管理(NRTA)、"ソリューションモニタリング"及び査察官の非立会検認手法等、効果的・効率的かつ透明性の高いシステム構築を行っている。今後の再処理工場の運転開始に向けて、すべてのシステムが構築され、現在行われているアクティブ試験の中でそのシステムの検証が行われている。
- ④ 計量管理に係る組織としては、運転に関わる各部門の課長(核物質管理者)が、各々担当する建屋の核物質量報告等を核物質管理部長(計量管理責任者)に集め、責任者が報告をまとめて国に行うという体制を形成し、担当部署では計量管理及び査察のために20数名の人員が対応している。

- ① 我が国においては、IAEA保障措置の有無に関わらず、国の基本方針として、原子力の利用を平和目的に限り、事業者による原子力施設の設置許可や事業指定の申請の段階から、平和目的以外に利用されるおそれがないことを国が確認している事実を国内外に明確に発信すべきではないか。
- ② 我が国は、NPTに加入し、IAEA保障措置を厳格に受け入れるとともに、対応する国内保障措置制度を整備している。
- ③ 我が国の平和利用の担保に係る活動は厳格に行われており、IAEAによって、我が国には核物質の転用等の兆候がない旨の結論が得られ、統合保障措置への移行が認められた。

- ④ 我が国の査察員の活動に対するIAEAの評価は未確認であるが、国内での査察業務経験者がIAEAの査察官として活用されている例が多々ある。
- (5) 統合保障措置への移行によって減るのはIAEAの査察業務量であり、当該国にとっては自国の制度への依存が増し、かえって国や事業者にかかる負担が増える場合もある。例えば、短期通告によるランダム査察は、IAEAとしては抑止効果から査察の頻度は減り得るが、受入側としては常時、査察への対応が可能なように要員を準備し、待機させなければならない場合がある。保障措置活動の実績として公表されるのは、あくまで実際に査察が来た際に対応する人員のみであり、待機等を含めた実際の現場の負担は増加しているとの評価がある。
- ⑥ 我が国の原子力利用にとっては、追加議定書の実施や統合保障措置への移行によって、我が国の透明性が増して国際社会の信用が得られていることが重要であるので、国や事業者の負担増だけを論ずることは本質的ではなく、また、当該負担についての定量化は非常に困難と考えられる。しかし、情報発信活動の一環として、我が国における査察実績を整理して公表することは国際的にも有意義である。
- ⑦ 研究機関において、計算上のプルトニウムの量と実際に動いた量の間で相当量の差異があった経験等はむしろ貴重なノウハウになるので、いろいろな過去の経験を評価し、今後に活かすべきではないか。
- ⑧ 我が国が国際社会に対し、原子力活動を平和目的に限って行っていることを証明することは 非常に重要な活動であるが、それに係るコストは最小限になるように心掛けるなど、効率的・効果的な活動の在り方についてIAEAとも議論を継続することが重要。ただし、我が国の予算制約によって平和利用の担保に係る活動が極端に縛られることは好ましくないため、我が国としては、活動の効率化を心掛けつつも、予算も含めて対処方針を検討すべきではないか。
- ⑨ 六ヶ所再処理工場については、平和利用の担保やシステムの健全性・効率性などについて 国民等に説明する必要があっても、機微技術情報等の関係から詳細について公開が難しい 状況もある。最終的には、IAEAによる保障措置によって転用の有無が確認されることをもっ て説明する必要がある。このような状況にはあるものの、事業者としては、国民の質問に対して 説得性のある公開可能なデータがあれば、提出してほしい。
- ① 我が国の再処理施設は、核拡散抵抗性の観点からいかに評価できるのか。
- ① 平和利用の担保の観点から、事業者が核物質利用や関連技術等の機微情報を扱う際の外部への情報漏えい防止対策について確認しておくべきではないか。
- ② 事業者の事業が平和目的に限定されることに関し、国内法に基づいて行われる審査が十分ではないのでないか。今後の審査では、国がより細かいところまで確認し、審査の過程を公開してほしい。

→(この意見に対するコメント)

平和目的に係る事業申請の審査については、法律における判断基準は「平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」と規定されています。

③ 今般の政治家等による核武装議論に対しては、我が国の原子力利用の基本方針である原子力基本法や非核三原則の一端が崩れようとしているのではないかと、危機感を持っている。政

治的な方策や法律が変われば、原子力の平和利用に係る関係者の努力は台無しになってし まう。

- エネルギー資源が少ないことやNPTへの加盟及びそれに違反した場合の国際的制裁等、我が国の状況を考えれば、核武装するという選択は採り得ないのではないか。
- (5) 我が国は情報公開が徹底されている民主国家であり、秘密裏に核兵器開発を行うことは不可能と考えられることにかんがみても、プルトニウムが抽出され、蓄積されることをもってそのまま核兵器開発の議論に結びつけることはおかしいのではないか。原子力の平和利用というテーマの中で、核武装の話が出てくるのは飛躍しすぎるのではないか。一人一人が、自分で納得がいくまで、関連施設の見学や関係者との対話を進めるべきである。
- (1) 原子力発電所のウラン燃料を製作する過程で発生した劣化ウランについて、劣化ウラン弾のような兵器への転用可能性が否定できない限り、原子力の平和利用はあり得ないのではないか。

1.4 評価

国及び事業者は、原子力の研究、開発及び利用を厳に平和の目的に限って推進し、国は平和利用の担保に係る国内制度を整備するとともに、事業者は本国内制度及びIAEA保障措置を厳格に受け入れており、それらは原子力政策大綱が示した基本的考え方と整合していると判断します。

平和利用の担保の活動に着実に取り組むことで我が国の原子力活動の透明性を増して国際社会の一層の信用を得ることを目的として、今後とも、保障措置活動のより効果的・効率的な推進及び質の向上に向けて、国、事業者及びIAEAが連携を取り、現場の状況を把握し、常に検証していく体制を引き続き維持するべきです。また、保障措置適用に係る個々の詳細な実態については公開が困難な情報もあると考えられるものの、国は、国民への説明責任を果たす観点から及び情報発信活動の一環として、引き続き国内での実績等に係る情報を適切に公開することが望まれます。さらに、国が法律に基づいて行う事業申請等の審査において平和利用に限定されているとの判断に係る情報発信については、一層の工夫が期待されます。

2. 国内での意識共有

2.1 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

・ 関係者において核拡散防止に対する自らの高い意識を維持するよう不断の努力を継続し、核 不拡散とそのための仕組みの遵守が原子力平和利用の大前提であるという我が国の基本姿 勢を、国民すべてが共有するように広聴・広報面の努力を行うべきである。

評価の視点

我が国の基本姿勢について、国内(関係者間や国民一般)で意識を共有するための広聴・広 報面等の努力が行われているか。

2.2 関係行政機関等の主な取組状況

- (1) 文部科学省
- ① 文部科学白書、科学技術白書及びホームページにおいて、原子力の平和利用及び核不拡散に関する取組についての情報を提供している。
- ② ホームページ上の公開データベース(原子力図書館「げんしろう」)において、原子力の平和利用及び核不拡散に係る情報を提供している。
- ③ 2005年10月に、原子力の平和利用に関するシンポジウムを開催した。
- ④ 2006年3月に、パンフレット「原子力の平和利用に向けて-核不拡散と日本の役割」を2万2,000部作成し、全国の公民館、原子力関係施設の立地市町村、事業者等に配布した。

- ① 平和利用の担保無くしては、国内での原子力利用や、様々な国際協力を我が国が円滑に進めることはできず、この活動の重要性は極めて大きい。しかし、国民にとって平和利用は余りに身近で、かつ、当たり前なものなので、保障措置活動等についてなかなか意識されないのではないか。
- ② 我が国がIAEAの保障措置を厳格に受け入れていることは、専門家は知っているが一般には ほとんど知られていないのではないか。保障措置の目的、効果等について更に広報するべき ではないか。
- ③ 査察秘の観点から、目に見える形で保障措置の補完的アクセス等について広く知らせること は困難であるが、広報の材料を工夫し、IAEAから「保障措置下におかれた核物質の転用を 示す兆候も未申告の核物質及び原子力活動を示す兆候もない」旨の結論を得ている意義な どについて引き続きしっかりと広報すべきである。
- ④ 保障措置や核不拡散に関わる活動を積極的に進めることが、結果として国際社会の理解と協力を得ながら、原子力の利用を円滑に遂行するために役立つという、草の根レベルでの認識が重要である。
- ⑤ 最近は、関連の事業者には、自らの施設を新しい保障措置技術や手法のテストベッドとして 提供するというような、非常に協力的な態度が見られることは評価できる。
- ⑥ 原子力委員会としては、政策決定過程の公開、政策評価部会等の公開での開催、必要に応じた声明の公表等を行っている。原子力委員会自らも、これら情報発信の方法をより一層工夫すべきではないか。一般国民からは、迅速な情報発信が求められているのではないか。場合によっては、委員会としての意見表明だけにとどまらず、委員個人の立場による意見表明も必要である。
- ⑦ 情報を受け取る側の要求や関心事項を把握し、情報発信の目的を明確にした上で、まず広

聴を行い、発信する情報の内容や広報の方法について検討すべきである。この際、平易な言葉による発信を心掛けてほしい。また、平和利用の担保については、核実験実施等の国際問題が契機となって国民の関心が高まる機会になり得るため、この機会に効果的に情報を発信できるのではないか。

- ⑧ 原子力関連で分かりやすくコミュニケーションができる専門人材を育成するため、IAEAでも 人材育成プログラムが開始されているが、この分野ではマニュアル等も未整備であり、改善の 余地がある。
- 9 マスコミに対する広報努力が必要ではないか。
- ① これまでの業界的な用語から、一般国民が理解しやすい日常用語への脱皮を急ぐべきである。 原子力委員会は、そのような言葉を用いて、平和利用も含めて政策を分かりやすく説明する 努力を求められているのではないか。原子力の専門用語を、そのまま、国民の意見を聴く会 に持ち込まれても、一般国民は議論に参加することをためらってしまうので、注意してほしい。
- ① 平和利用の分野では、既に法律用語に規定されている、あるいは翻訳語からきているために 適当な日本語がなく、分かりやすく情報提供することが難しい場合があるが、原子力に関わる 施策が国民の納得や理解なしには進めない状況下においては、施策を策定する側は説明責 任を果たすべく、時間をかけて国民へ説明するための作業を行わなければならない。正確な 情報の下で、お互いに考え合い、恒常的に話し合う場を作るべきである。また、素朴な疑問を 出しやすい窓口の設置の設置や、国民の意見を聴く会の開催も重要である。
- ② 原子力の平和利用に限定した教育は不十分ではないか。
- ③ 原子力の平和利用の認識あるいは倫理について、電気事業者のみならず、協力企業まで浸透しているかどうか検証し、徹底すべきではないか。
- ① 現在、事業者や関係会社等において適切な理解の上に実務が遂行されていると理解しているが、従事者全員が核不拡散に関し組織文化を醸成すべきであるとの指摘は重要であり、国民への説明責任の観点からも、現場での実態等について把握し、相互理解を図っていく必要がある。
- (5) 原子力委員会の存在自体があまり知られていないのではないか。顔の見える委員会であることが必要であり、その上で原子力委員会が平和利用に対してどう取り組むか、姿を見せるべきである。「平和利用の番人」として時宜にあった的確な発言をすることが必要である。
- ① 北朝鮮の核実験の後、日本の国内において核武装をするべきだと言った人がいないことは評価できるのではないか。
- ① 地元の人たちとの納得のいく議論が必要であり、例えば、科学的な知識に基づいた教育のできる公的な施設が必要なのではないか。
- 18 原子力委員会又は原子力委員として、我が国の平和利用担保の説明や海外での核実験への抗議声明の表明をしてきているが、今後も、情報発信を継続するとともに、発信すべき情報の内容を吟味すべきである。例えば我が国の原子力利用については、非核三原則以前の大原則として原子力基本法があることを、最近の報道では正しく伝え切れていないのではないか。

2. 4 評価

国及び事業者は、原子力の平和利用に対する関係者の意識の共有や、国民に対する広聴・広報活動を進めており、また、関係者の間で協力的な姿勢が見られるなど、原子力政策大綱が示した基本的考え方の目指す方向に向けて、取組を行っていると判断します。

しかし、一般の国民にとっては、原子力の平和利用は当然のこととして受け入れられていますが、 それを担保するための具体的な枠組みや関係者の取組については、いまだ、ほとんど知られていないと考えられます。関係者は、平和利用の担保無くしては、国内での原子力利用や様々な国際協力を我が国が円滑に進めることができなくなることを明確に認識して、平和利用の担保に係る活動の意義や重要性について、平易な用語を用いることにも留意しながら、更に積極的かつ効果的に、正確な情報を発信し、それが国民に届いているかを精査すべきです。また、関係者は、核拡散防止の重要性にかんがみて、広く事業所の全従事者及び関係者の間で核不拡散の組織文化を醸成し、高い意識を維持することで質の高い平和利用の担保に係る活動に結びつけることが望まれます。

3. 国際社会に対する発信

3.1 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

我が国の基本姿勢を、引き続き国際社会に対しても強く発信していくべきである。

評価の視点

我が国の基本姿勢について、国際社会に対して強く発信ができているか。

3.2 関係行政機関等の主な取組状況

- (1)外務省
- ① 国際会議において、政府代表が我が国の立場について発言している。
- ② 軍縮・不拡散協議において、我が国の方針について説明をしている。
- ③ 軍縮・不拡散白書の英語版を作成し、各国の大使館、報道関係者、在外公館等に配布している。
- ④ ホームページの英語版を作成し、我が国の軍縮不拡散分野の取組の一環として、平和利用 の担保についても紹介している。
- ⑤ アジア不拡散協議(ASTOP)における、我が国の追加議定書受入れの経験の紹介やセミナー開催のための資金援助など、追加議定書実施国の拡大(普遍化)を支援している。

- ① 外国の市民の中には、我が国の核保有を疑う声もある。このような人々にもしっかり届くような 対外的な情報発信が必要である。実際に市民の目に触れるような質の高い広報資料を作成 し、発信をしていくべきではないか。
- ② 我が国の取組について、公式の場でPRするだけにとどまらず、海外の一般国民に対する草の根活動や、同業者レベルで積極的に共通理解を作ることが必要である。外務省、NGOや大学等の活動により、相手国との間に、多層のネットワークを構築することを更に検討すべきであるが、当該活動のアクティビティを上げるための方策については、重要かつ難しい課題である。
- ③ 原子力の平和利用に関しては、政府代表演説等の序文で我が国の立場について発言する だけではなく、この分野に焦点を絞った情報発信を積極的に行わないと、国際発信としては 弱いのではないか。
- ④ 海外への情報発信活動や、我が国の活動に対する海外での評価について、国民に対して説明して意見を交換することは重要である。様々な関係機関が連携して、このような説明の場を作っていくべきである。
- ⑤ 我が国は、他国から、原子力の平和利用のモデル国として参考にされることが往々にしてあるが、我が国としては逆に、保障措置の遵守の取組や国際機関からの評価について、他国との違いを明確にするべきではないか。
- ⑥ 統合保障措置実施国の拡大という点から、統合保障措置への移行国である我が国が、移行のメリットを国外に発信することは有益ではないか。
- ⑦ 軍縮・不拡散白書は、資料的な要素が強いので、これに加え、諸外国の専門家などが見て、 日本の政策についても理解できるものが有ればよいのではないか。
- ⑧ 我が国は保障措置の技術会合開催のための援助や核セキュリティ向上のための拠出金負担等も行い、IAEA総会においてもわざわざ我が国の国名が挙がって、その活動について高く評価されていたなど、我が国はかなり努力をしていると言える。
- ⑨ 各国の核燃料サイクルの特徴、協定の遵守度等、その国固有の様々な要素を考慮した上で、それによって査察活動を峻別し、査察資源を有効配分するための、各国の区別化の議論が、IAEAの保障措置の実施に関する諮問委員会(SAGSI)において行われている。
- ① 2006年10月にIAEAで開催された国際保障措置シンポジウムにおいて、我が国事業者や研究機関が、国内での取組状況及び研究成果等について発表したところ、シンポジウムのまとめの際に、我が国における透明性向上の努力についても特に言及され、我が国の取組が世界のモデルになるのではないかとの主張がなされたことが紹介された。このような機会を通じ、産官学がそれぞれ情報発信に努めることは非常に重要である。
- ① 同シンポジウムでは、JAEAのポスターがベストポスター賞に選ばれるなど、我が国の研究者は、海外の学会では良い発表をすることが多い。国内での発表でも、発表の質を高めることを 心掛けるべきである。
- ② 海外で核不拡散に興味がある人は、我が国が対外的に発信している内容を把握している場合が多い。我が国の原子力利用についての疑惑を払拭するためには、情報発信だけでは解

決できない部分もあり、我が国全体に対する外交措置に対する信頼の醸成が必要である。

- ① 我が国の原子力利用が核武装という目的でなされているという海外の疑惑に対しては、原子力委員会を始めとした国内関係者は、明確に否定すべきではないか。
- (4) 原子力の平和利用をめぐっては、国内と国際社会には意識のずれがあるのではないか。我が国における原子力の平和利用は国民の揺るぎない総意とも考えられるが、国際社会は日本の平和利用に対して疑惑の目で見つめているという現実を認識すべきではないか。
- (1) 海外からの核兵器保有の懸念に対しては、国内外において、我が国の平和利用の取組について更にアピールし、世界の中のモデル国家としてリーダーシップを執っていってほしい。さらに、国際協力という観点も含め、平和利用の取組について具体的に取り組んでいる事例も示してほしい。
- (1) 我が国が国連等の場において核軍縮及び核廃絶に向けて主導的に貢献していることは、我が国の平和利用をアピールする観点からも重要であり、さらに、このような活動について国内での広報活動を充実することも必要である。また、我が国の国際機関への関与として、拠出金の支出にとどまらず、我が国の意見の国際的な場での反映や人的資源による積極的な貢献がより一層必要である。
- ① 広島・長崎の原爆の日のニュースは、毎年全世界で必ず報道されるので、この機会を大事に 使って、我が国からの情報発信が可能なのではないか。
- (18) 原子力委員会には、北朝鮮情勢が緊張している今だからこそ、国際社会に向けて効果的な広報を行い、平和利用を明確に訴えて説明責任を果たしてもらいたい。今は踏ん張りどころなのではないか。日本の原子力委員会の考えについて目に触れさせるべく、インターネット等を活用し、細かい工夫を重ねるべきと考える。

3.4 評価

国は、我が国の原子力平和利用の原則及びそれに即した国内での取組状況並びに核兵器の全面的な廃絶の目標について、国際会議や政府間協議において頻繁に言及し、海外での核実験に対しても抗議声明等を遅滞なく表明しており、原子力政策大綱が示した基本的考え方に沿って発信を行っていると判断します。

ただし、先般の日本国内での核兵器保有に関する議論の是非論等を受けて、我が国の核兵器保有に対する国際社会の懸念は弱まることが無く、原子力の平和利用を一般的常識として受け止めている国内とは相当の意識の差があることを認識しながら、情報発信のみならず、その内容を精査し、相手国の理解に誤りがあれば明確に正すなどの対応が必要であり、国は、外務省を中心に我が国の外交政策の一環として取り組み、我が国全体に対する信頼を高めることも重要です。

さらに、外務省等政府機関が有する海外への情報発信手段が限定的であることも踏まえると、 今後は、事業者、学術機関、民間団体等が、それぞれが持つ人的資源を有効活用しながら、海 外の一般国民に対する草の根活動や同業者レベルでの共通意識の形成を奨励するなど、海外と の多層のネットワーク構築が積極的に行われるようにすることが重要です。

4. プルトニウム利用に関する透明性の確保

4.1 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

・ 我が国のプルトニウム利用が厳に平和の目的に限っていることについての国内外の理解と信頼の向上を図るため、利用目的のないプルトニウムを持たないという原則を示し、プルトニウム 在庫に関する情報の管理と公開の充実を図ってきた。2003年8月には、原子力委員会は、プルトニウム利用の一層の透明性確保のための「プルトニウム利用の基本的考え方」を決定した。今後の六ヶ所再処理工場の稼動に伴って、事業者等がプルトニウム利用計画をこれに沿って適切に公表することを期待する。

評価の視点

国内におけるプルトニウム利用に関して、透明性を確保するために、情報の管理と公開の充実が十分に図られているか

4.2 関係行政機関等の主な取組状況

- (1)内閣府等
- ① 2006年9月、内閣府、文部科学省及び経済産業省により、2005年末の我が国のプルトニウム管理状況を公表するとともに、IAEAに我が国のプルトニウム保有量を報告した。
- ② 2006年3月の六ヶ所再処理工場のアクティブ試験開始を踏まえ、同年1月に、電気事業者は 六ヶ所再処理工場で2005年度及び2006年度に回収するプルトニウムの所有者、所有量及 び利用目的(利用量、利用場所、利用開始時期及び利用に要する期間の目途)を記載した 利用計画を公表した。あわせて、JAEAは、東海再処理工場で2005年度及び2006年度に 回収するプルトニウムの利用計画を公表した。これらの利用計画は、その後若干の変更が行 われ、公表されたが、利用目的そのものは変更されていない。
- ③ 原子力委員会は、それぞれ公表された利用計画における利用目的は、現時点の状況を適切に示しており、我が国におけるプルトニウム利用の透明性の向上の観点から妥当なものであるとの見解を示した。

- ① 毎年、事業者レベルで、プルトニウム利用計画が公表されることになったことは世界的にも珍しく、非常に評価できる。ただし、表の分かりやすさの面で改善の余地があるのではないか。 海外に対する分かりやすい説明という観点からも検討すべきである。
- ② プルトニウム利用計画の公表内容については、原子力政策大綱の策定過程でも議論され、整理がなされたものであるが、今後もより一層透明性を高める観点から判断し、改良すべき点があれば対応すべきではないか。

- ③ 事業者によってプルトニウム利用計画が今年から公表されたことや、文部科学省等によって日本のプルトニウム保有量が公表されていることは、透明性を高める上で歓迎すべき動きである。
- ④ 今後も長期的に円滑に原子力利用を推進する上では、プルトニウムの利用が必要であるため、 プルトニウム利用の透明性や、平和利用担保の技術的な手法について、国内外への説明の 機会を定期的に頻繁に持つことが必要ではないか。その姿勢自体が、我が国に対する信頼 の確保に繋がるのではないか。
- ⑤ プルトニウムを増やさない工夫、可能な限り減らしていく努力をすべきではないか。プルトニウム利用については、需要側だけの議論にとどまらず、供給側を調整するということへも踏み込んでほしい。
- ⑥ 海外(英国及び仏国)の事業者と再処理契約して取り出されたプルトニウムの利用計画を電気 事業者が公表することやキログラム単位でのプルトニウム利用計画を公表することによって、 透明性を一層向上するべきである。

→(この意見に対するコメント)

海外で保管されるプルトニウムは、原子力委員会が2003年に決定した基本的な考え方では、燃料加工される段階で国内のプルトニウムに準じた措置を行うとしており、今後適切な時期に電気事業者より計画が公表されると認識しています。また、事業者が「プルトニウム利用計画」で公表している「利用量(年間利用目安量)」は、詳細な装荷条件等が未定であることを考慮した100キログラム単位での目安量であり、また、「所有量」については実績値ではなく予想値であることから、これも100キログラム単位での報告に統一されています。なお、プルトニウム管理状況の報告において、国際プルトニウム指針では、IAEAに対して100キログラム単位で保有量を報告することとしています。

4. 4 評価

国及び事業者は、原子力政策大綱が示している基本的考え方のとおり、プルトニウム管理状況 及びプルトニウム利用計画の公表を始めとして、我が国におけるプルトニウムの利用の透明性確保に努めていると判断します。

プルトニウム管理及び利用に関する透明性を向上することは重要であり、プルトニウム利用計画 については取組の進捗に応じて利用目的の内容をより詳細なものにしていくことを期待するととも に、国民により分かりやすい説明を工夫することや、このような取組について国外に対して情報発 信を心掛けることが必要です。

5. 技術開発等による国内外の理解と信頼の向上

5.1 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

① 我が国は、再処理工場においては核拡散抵抗性の高い技術(混合転換技術)を採用してき

た。

② 未申告の核物質及び原子力活動を容易に探知し得る環境を整えるため、軍事転用を探知 するための高度な計量管理技術や転用を困難にする核拡散抵抗性技術の開発等を推進 する。

評価の視点

平和利用の担保に資する技術開発等、国内外の理解と信頼の向上を図る取組が進んでいるか。

5.2 関係行政機関等の主な取組状況

(1) JAEA

- ① 保障措置効率化技術、施設の大型化に対応した高精度の計量管理技術、未申告の核物質 や活動を探知するための環境サンプリング分析技術等の研究開発を行っている。
- ② 原子力利用に対する国際的な信頼を高めていくために、核拡散抵抗性の評価手法についてコンセンサスを形成するための国際的な議論に参加したり、アジア・太平洋地域を対象とした透明性向上のための研究に係る海外研究機関との協力体制を構築中である。
- ③ これまで培ってきた技術的知見や経験を活用できる分野を中心に、核不拡散に関連する政策立案を支援するための政策研究を実施している。
- ④ 外部有識者等を含む委員会の設置や関係機関との交流、フォーラム等を通じた情報共有、 人材育成の観点から教育機関との連携を実施している。

- ① 日進月歩する技術革新及び新たな課題に対応しつつ、効果的かつ効率的な保障措置を担保するためには、不断の保障措置関連技術の研究開発が必要であり、それに対して貢献していくことは、我が国の国際貢献という点から、また、我が国自身が原子力の平和利用に関して更に透明度を高める努力を行っていることを明らかにするという点からも、極めて重要である。
- ② 我が国はCLAER(クリーンラボ、高度環境分析研究棟)の開発など、国際的に非常に貢献をしており、IAEAにも期待をされている。
- ③ JASPAS(我が国のIAEAに対する保障措置技術支援計画)の中で開発したシステム等が 実際のIAEAの査察において使われるなど、我が国が国際的に貢献している例は多々ある。 ただし、JASPASの予算はそのために独自に予算計上されているわけではなく、関係機関 がプライオリティ付けの上でそれぞれの関連予算から捻出しているものであり、現在は先細り 状況にある。IAEAから保障措置技術開発に関して我が国への期待はあるが、それに沿え ない状況になっている。
- 4 保障措置関係の技術開発予算不足のために、これまで蓄積した技術開発が停滞することは

避けるべきではないか。

- ⑤ 我が国が開発した技術をIAEAに売り込み、その適用可能性を検討する取組は弱いのではないか。
- ⑥ IAEAでは保障措置実施上の中長期的な戦略を策定し、それに伴って各国に貢献を求める研究課題を具体的に提案している。GNEP(国際原子力エネルギー・パートナーシップ)でも、保障措置技術の開発は一テーマとして取り上げられ、特に商業用大型再処理工場での保障措置適用については日本の技術に期待が寄せられている。我が国ではこれを重要な機会と捉え、将来の発展性も視野に入れながら、技術開発を推進し、保障措置技術の維持、向上を図るべきである。
- ⑦ 新しい施設ができるときには、国内研究開発体制が整備され、保障措置関係の技術も開発 されることが多いが、それ以外では研究開発の目標が定まりにくく、予算も付きにくくなる。こ のようなときにも、研究開発のモチベーションを高めて、保障措置技術の維持、向上の観点 から、予算を獲得する工夫をするべきではないか。
- ⑧ 我が国は査察を受ける立場として、個別機器に関しては米国等の外国から技術導入するが、 それらをシステムとして作り上げるところの開発能力に長け、この部分において国際的にも貢献している。我が国独自の技術開発も国内で行っているが、IAEAのニーズを十分把握しているわけではないため、今後は技術開発のニーズを正しく捉えて、IAEAとメーカーを結び付ける接点を作ることも必要。
- ⑨ 我が国独自の技術が国際的に貢献できる部分もあると考えられるが、査察機器を実際に開発したとしても、メーカーにとっては市場規模が非常に小さく、商業ベースに乗りにくい。米国等では、商業ベースに乗らない研究開発について国が資金を拠出して民間を活用する仕組みがあるので、我が国でも民間の優れた技術を活用する仕組みを検討することが必要ではないか。
- ① 六ヶ所で抽出されるプルトニウムと軍事目的のプルトニウムとの性質の相違点や軍事転用を 困難にする技術的な処理などについて、技術的な問題を広く知らせていくことが疑問や疑惑に答えていく上で重要ではないか。核物質防護上、公表できない情報が多々あることは 承知しているが、平和利用を叫ぶだけでは精神論に陥る恐れがある。技術的にも平和利用 を担保していることを国民や国際社会に知らせることは、安心感や信頼感を生み出すことに もつながるため、できる限りの情報を公開してもらいたい。
- ① 六ヶ所再処理工場でもウラン・プルトニウム混合脱硝技術が採用されているが、MOXがプルトニウム単体と違って核不拡散性に本当に優れているのか、疑わしいと思っている。

→(この意見に対するコメント)

IAEAが採用している保障措置基準において、保障措置上の査察業務量を決めるときの目安とされている「適時性目標」としてプルトニウムもMOXも同じ転換時間(異なった形態の核物質を核爆発装置の金属構成要素に転換するのに必要な時間)を用いていることは事実です。なお、IAEAが採用している転換時間は、物質の形状によって幅がありますが(酸化プルトニウム及びMOXでは、1~3週間)、MOXの場合はプルトニウム単体の場合よりも転

換時間が長いとされています。

② そもそも原子力発電は軍事利用技術を民生用に転用したものであり、民生用で発展した技術が再び軍事技術へ応用されていくということは容易にあり得ることではないか。特にウラン 濃縮や再処理の技術は軍事技術とかなり密接に関わる可能性があるのではないか。

5. 4 評価

国及び研究機関は、計量管理技術や核拡散抵抗性技術の開発を従来から進めており、国際的な協力体制も構築して、原子力政策大綱が示した基本的考え方と整合しながら、技術開発等を通じた国内外の理解と信頼の向上を図っていると判断します。

日進月歩する技術革新及び新たな課題に対応しつつ、効果的かつ効率的な保障措置を担保するためには、不断の保障措置関連技術の研究開発が必要であり、それに対して貢献していくことは、我が国の国際貢献という点から、また、我が国自身が原子力の平和利用に関して更に透明度を高める努力を具体的に行っていることを国内外に明らかにし、信頼感を生み出すという点からも、極めて重要です。IAEAからも我が国に対して保障措置技術開発に係る期待が寄せられていることから、国及び研究機関は国際社会のニーズを正しく捉え、我が国の保障措置関連技術の進歩や発展性も視野に入れながら研究開発の目標を吟味し、民間事業者の優れた技術も活用できる仕組みを工夫しながら国内の研究開発を進めることが望まれます。

6. まとめ

以上の評価を踏まえると、当部会は、関係機関等においては、原子力政策大綱に示した原子力の平和利用の担保に関する基本的考え方に沿って、我が国の原子力平和利用の原則を堅持し、それを担保する取組の推進に努めていると判断します。今後とも取組の企画・推進において、この基本的考え方が引き続き尊重されて、特により多くの国民の意識共有を目指した広聴・広報面での取組や国際社会に対する情報発信については取組を強化していくことが期待され、原子力政策大綱が平和利用の担保に関する基本的考え方として示したところは妥当であると評価します。

当部会は、今回の平和利用の担保に関する基本的考え方の評価に引き続き、他の政策領域についても順次、評価を行っていきます。また、原子力委員会は、定例的な活動を通じて適宜にその後の状況について把握し、妥当性を検証していきます。なお、この評価全体が完了した後には、原子力政策大綱に示された基本的考え方がなお妥当性を有するか、この大綱を見直す必要があるかどうかの検討を行うこととします。

以上